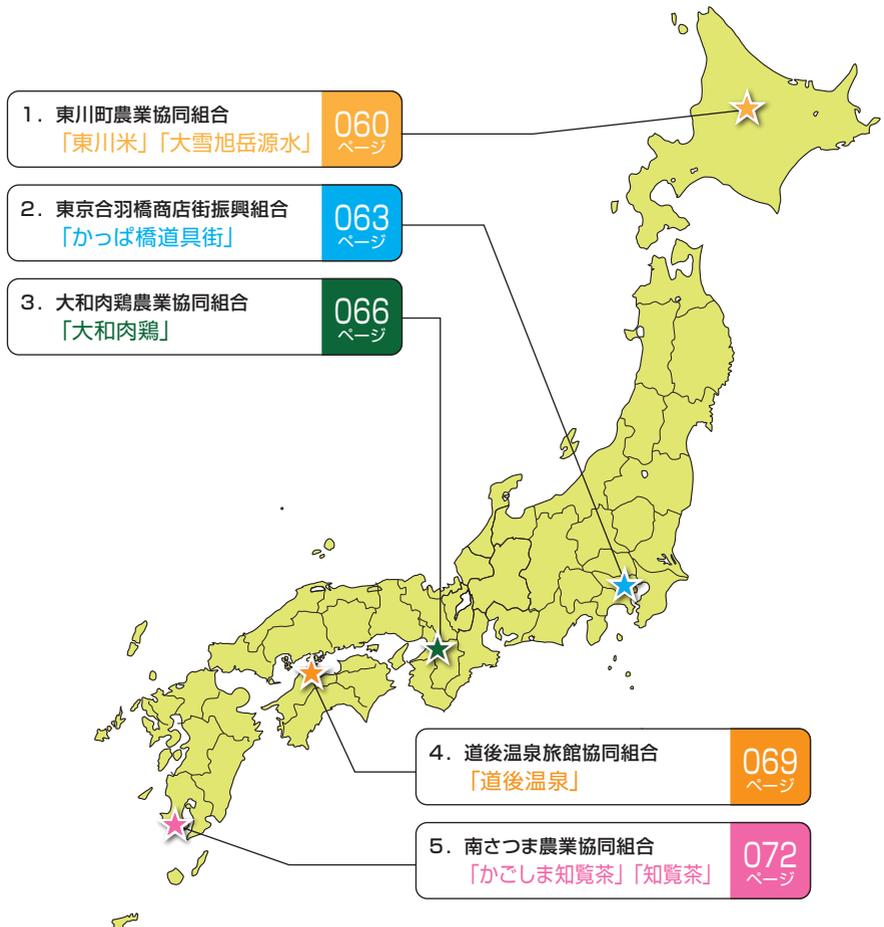


特許庁に地域団体商標として登録された地域ブランドは、現在どのように活用されブランド展開を図っているか、また出願に至るまでの経緯など、権利取得組合にお聞きしましたので、紹介させていただきます。

本活用事例が、地域団体商標の活用、さらに、地域ブランドの発展につながることを期待しております。

## 活用事例





# 『大雪旭岳源水』が育む『東川米』！

飲料水で全国初登録の名水と、  
道産米登録第1号が、  
地域ブランドのコラボで、大人気！

商標：東川米                      商標登録 第5491588号  
商標：大雪旭岳源水          商標登録 第5571515号



東川米 信頼の証10か条

平成25年10月から販売のNewボトル

## 1. 組合等（権利者）の紹介

- ・ 権利者名：東川町農業協同組合
- ・ 住所：北海道上川郡東川町西町1丁目5番1号
- ・ URL：<http://www.ja-higashikawa.or.jp/>

## 2. 地域団体商標及び使用する主な商品・役務の内容

- ・ 地域団体商標名：東川米
- ・ 商標登録番号：第 5491588 号
- ・ 指定商品又は役務：北海道上川郡東川町産の米
- ・ 地域団体商標名：大雪旭岳源水
- ・ 商標登録番号：第 5571515 号
- ・ 指定商品又は役務：大雪旭岳及びその周辺地域で生産された飲料水

## 3. 地域団体商標出願に向けての取り組み

### (1) 従来におけるブランド保護の取り組み

東川町は北海道のほぼ中央に位置し、大雪山連峰の主峰「旭岳」の山裾に広がる稲作の町です。大雪山の自然が創りあげた銘水『大雪旭岳源水』は、環境省が選定した「平成の名水百選」にも選ばれました。また東川町は、北海道唯一上水道が無く、全家庭が地下水を生活用水に利用する「地下水のまち」としても有名です。

この天然のミネラルウォーターは、カルシウム・マグネシウムなどのミネラル分が豊富に含まれ、『東川米』の稲穂に命の源を与えています。

私たち組合員や東川町の町民は、大自然が創りあげた大雪の清流や作物を今後も守り続けて行くために、地域ブランドの保護に強化を図っています。





取水場の「湧水」

### (3) 地域団体商標出願の準備

『東川米』は、全道を拠点とするコープさっぽろをはじめ、東北6県、新潟県、東京都、神奈川県などの有名店で取扱いを始めました。

また『大雪旭岳湧水』のペットボトルの販売と同時PRすることが多く、一挙両得となることを期待し、周知活動を行いました。

### (2) 地域団体商標出願の動機

東川町のブランドを守るための一つの手段として、商標権取得に向けて、大雪旭岳湧水を通常商標で出願しましたが、登録にまで至りませんでした。

その中で、組合員が地域団体商標制度の情報を入手し、「地域名+商品名」である『東川米』と『大雪旭岳湧水』を出願することにしました。



東川米、大雪旭岳湧水を同時PR

## 4. 地域団体商標の権利取得後のブランド管理及びブランド展開

### (1) ブランド管理及び商品・役務の品質管理（管理手法・体制等）

消費者に対して、北海道一安心・安全でおいしいブランド米『東川米』をお届けするために、産地独自の基準「東川米 信頼の証10か条」を制定し、強化し続けています。

また、自然な水の味わいを損なわないよう『大雪旭岳湧水』は、株式会社大雪水資源保全センターで、加熱しない「UF膜ろ過方式」の処理を施され、0.01ミクロンまでの物質（ウイルス、細菌）など不要な成分を除去し、消費者に安全な商品としてお届けされています。



大雪水資源保全センターのみなさん



## 5. 地域団体商標権利取得後の効果 意識変化、権利行使、売上げの変化等

地域団体商標の取得後、東川町民は、総力を挙げてPRに参加し、組合が町民へ販売した『東川米』（新米「ゆめびりか」「ほしのゆめ」750グラム）と『大雪旭岳源水』（2リットル）を詰めたギフトセット「美味ご飯セット」を、町外の知人や親類へ贈り、東川町の美味しさを全国にPRしています。



雪解け時期の旭岳と東川町の水田



「美味ご飯セット」で  
東川町のおいしさをPR



## 6. 今後地域団体商標を出願する者 に対してのアドバイス

地域のブランドをより良く向上させることは、組合の活動だけでは不可能です。東川町役場の職員や東川町民も地域一丸となって、今後も私たちのブランドを普及させていくことが大切だと考えています。

また、東川町農業協同組合の農業に関わっている方々の組合加入率は、全国の中でもトップクラスです。一旦地方に出た町民も、東川の豊かな暮らしを求めて戻ってくるなど、事業を支える後継者となり、10年後、100年後も見据えて地域のブランドを護りたいと考えています。



# 「かっぱ橋道具街」は 商店街（小売等サービス） では、全国初登録です！



商 標：かっぱ橋道具街  
商標登録：第5578351号

## 1. 組合等（権利者）の紹介

- ・権利者名：東京合羽橋商店街振興組合
- ・住所：東京都台東区松が谷 3-18-2
- ・URL：<http://www.kappabashi.or.jp>

## 2. 地域団体商標及び使用する主な商品・役務の内容

- ・地域団体商標名：かっぱ橋道具街
- ・商標登録番号：第5578351号
- ・指定商品又は役務：  
東京都台東区松が谷及び西浅草地区における業務用加熱調理機械器具、鍋類・やかん、食品見本模型、白衣、業務用冷凍冷蔵庫の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

## 3. 地域団体商標出願に向けての取り組み

### (1) 従来におけるブランド保護の取り組み

合羽橋道具街が誕生して101年（平成25年現在）が経ちますが、その間、当地を表す語として、ひらがな、カタカナの「かっぱ橋」「カッパ橋」と、漢字の「合羽橋」と両方の読み仮名が存在していました。

今までは知財について、意匠（デザイン）、立体商標、図形商標は登録していました。しかし、「かっぱ橋道具街」としての通常商標（文字商標）は、商標制度の中で全国的な著名性が証明できなかったため、登録まで至らなかった経緯があります。

### (2) 地域団体商標出願の動機

今まで知的財産として商店街の価値を高め売り上げを伸ばし、さらに新しい出店者の商店街組合への加入促進と、この「かっぱ橋道具街」の地域ブランドを守るために事業を行ってきましたが、全く



「かっぱ橋道具まつり」のポスター

かっぱ橋と関係のない方が「かっぱ橋」の暖簾を標榜し、商売を行っているという傾向が非常に増えてきたため、それを出来るだけ排除したいという考えがありました。

### (3) 地域団体商標出願の準備

制度改正のタイミングを見計らい、平成18年の地域団体商標制度導入及び、平成19年の小売等役務制度導入後、物品毎ではなく、物品の提供や便益の提供など、小売りに関するサービスとして商標権を取得できるという良いタイミングで、出願することに決定しました。

また、かつば橋道具街100周年というタイミングであり、いろいろな意味合いで申請に至った経緯があります。



かつば橋道具街100周年記念祝賀会

## 4. 地域団体商標の権利取得後のブランド管理及びブランド展開

### (1) ブランド管理及び商品・役務の品質管理（管理手法・体制等）

「振興組合」のため管理規定などは特に設けていません。商店毎に同じ商品を取り扱うことで競争が生まれ切磋琢磨する一方で、各店が得意なカテゴリーに重点を置き、品揃えを豊富にすることで差別化して、顧客の目的に応じた商品を提供するよう工夫し、各店それぞれの個性を出すようにしています。

### (2) ブランド展開

各商店の宣伝広告を行うために平成8年10月に商店街ホームページを開設し、100周年の記念事業の一環として取扱商品による店舗検索機能をリニューアルし今日に至っています。フォーマットが統一されていて、また検索項目が充実しており、更に見応えのあるホームページとなりました。

東京合羽橋商店街振興組合の組合員には、地域団体商標『かつば橋道具街』を積極的に使用していただくようにしています。裏を返せば組合員以外には使用させないようにしているため、商店街の組合加入率は、賛助会員も入れてはほぼ100%に近い



かつば橋道具街のホームページ

構成員で構成されています。

かつば橋道具街では、ステッカー（幅30cm × 縦21cm）を制作しており、このステッカーを貼ってある店舗が『かつば橋道具街』の組合加盟店です。



(組合加盟店のステッカー=)

## 5. 地域団体商標権利取得後の効果 意識変化、権利行使、売上げの変化等

「かっぱ橋道具街」は、小売又は卸売としてサービスの提供を行う「商店街」として地域団体商標制度では全国で初めて登録されたケースだということですので、とても誇りになりますし、更なる組合加入希望者の増加が期待できます。



毎年10月上旬に開催されている「かっぱ橋道具まつり」

## 6. 今後地域団体商標を出願する者に対するアドバイス

商店街自体の魅力が重要だと思います。当組合にはメディアが、多い週では2本も3本も取材を行うことがあります。特にテレビの取材はとて多く、100周年記念の時は「出沒! アド街ツク天国」でも取り上げられました。かっぱ橋道具街は「食」に関係する様々な業種の170程度の店舗が約800

メートルにも連なる世界でも珍しい専門店街ですので、メディアへ紹介する商店が偏らないよう公平性を保って紹介しています。

奈良が誇る「大和肉鶏」は、  
歯ごたえと旨みのある肉質です。  
是非ご賞味ください！

商 標：大和肉鶏  
商標登録：第5084596号



### 1. 組合等（権利者）の紹介

- ・ 権利者名：大和肉鶏農業協同組合
- ・ 住所：奈良県大和郡山市丹後庄町475-1
- ・ URL：<http://chikusan.or.jp/nara/jidori/index.html>

### 2. 地域団体商標及び使用する主な商品・役務の内容

- ・ 地域団体商標：大和肉鶏
- ・ 商標登録番号：第5084596号
- ・ 指定商品又は役務：奈良県産の鶏肉

### 3. 地域団体商標出願に向けての取り組み

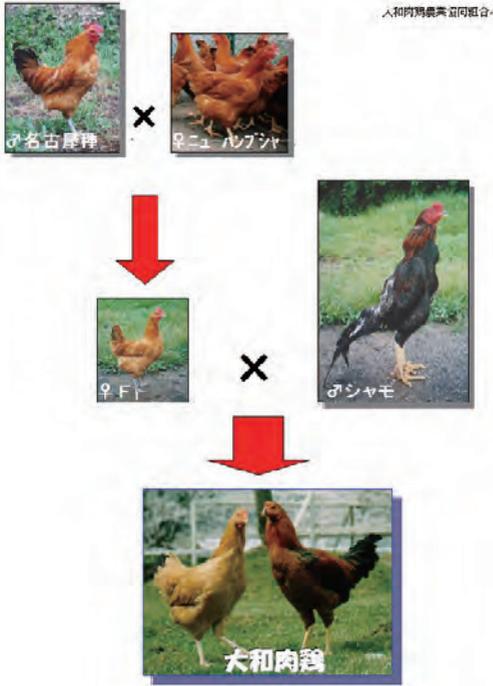
#### (1) 従来におけるブランド保護の取り組み

奈良県は、愛知県や徳島県と並ぶ地鶏の三大産地です。戦後は飼育期間の短いプロイラーが主流となりましたが、消費者から昔の歯ごたえと旨みのある肉質を望む声が高まり、新品種の研究を開始し、名古屋種とニューハンプシャー種を掛け合わせた雌に、軍鶏の雄を掛け合わせ、3鶏種配合の「大和肉鶏」の生産を開始しました。



大和畜産ブランド週間の受付、売店の風景

## 『大和肉鶏』 交配様式



大和肉鶏は、前記配合種の肉鶏にのみ表示されるブランドで、平成10年には奈良特産品振興協会から、畜産物としては初めて「奈良特産品」の認定を受けております。

## (2) 地域団体商標出願の動機

以前、大和肉鶏を通常商標として出願することを考えていましたが、名称が一般的すぎて権利取得は難しく、出願を諦めた経緯があります。

その後地域団体商標制度が開始され、権利取得しやすいと思い、ブランドの保護と信用力の向上を目的として出願することになりました。

## (3) 地域団体商標出願の準備

出願にあたっては、奈良県の畜産課や工業試験場、コンサル的な指導を行っている(社)奈良県畜産会からアドバイスを受けながら、準備を行いました。

## 4. 地域団体商標の権利取得後のブランド管理及びブランド展開

## (1) ブランド管理及び商品・役務の品質管理（管理手法・体制等）

管理規定は、地域団体商標取得後の早い時期に作成しました。また、生産者に善良な生産を行ってもらうため、努力目標を含めたガイドラインを作成し、ガイドラインを外れたものは自然に排除される仕組みで、どの生産者からも均質な肉が出荷されるよう努めています。



## (2) ブランド展開

今後いろいろな事業者や組合とタイアップをして、PRしていく予定です。具体的には奈良県内の牛乳普及協会・酪農農業協同組合・農業協同組合と一緒に「飛鳥鍋（大和肉鶏ミルク鍋：大和肉鶏、牛乳、出汁、地場野菜『結崎ネブカ』（231ページ）の鍋）」という名称でイベントを開催しました。

また2012年に開催された、なら食と農（みり）のフェスティバル「奈良まほろば市」では、二日間で2,000人分を用意して、大勢の方々に具材の大和肉鶏を食していただきました。

## 5. 地域団体商標権利取得後の効果 意識変化、権利行使、売上げの変化等

地域団体商標を取得しているという意識を持つことで、生産者が自信を持って生産しており、信頼を得るための意識づけもできたと感じています。

また大和肉鶏は、組合指定の配合飼料で120日以上かけて飼育しているため、ブロイラーより高価で販売していますが、PR食材を準備して、消費者の方々に商品の説明等を行うなど努力を行っており、多くのお客様から『大和肉鶏』を選択していただいております。

高級肉鶏としての認知度も高くなり、TV番組でも取り上げられることが多くなりました。



大和肉鶏生産者の鶏舎

## 6. 今後地域団体商標を出願する者に対するアドバイス

これから出願される方々は、先に活用方法を考えてから、出願すると良いと思います。

そうしなければ、地域団体商標を維持管理していくことが困難になると思います。



大和肉鶏のプレート



大和肉鶏のシール

# 地域団体商標のコラボレーション！ 『道後温泉』では『今治タオル』を お客様に提供しています。



商 標：道後温泉  
商標登録 第5071495/5435121号

放生園の坊ちゃんカラクリ時計、足湯

## 1. 組合等（権利者）の紹介

- ・権利者名：道後温泉旅館協同組合
- ・住所：愛媛県松山市道後湯之町6番8号
- ・URL：<http://www.dogo.or.jp>

## 2. 地域団体商標及び使用する主な商品・役務の内容

- ・地域団体商標名：道後温泉
- ・商標登録番号：第 5071495 / 5435121 号
- ・指定商品又は役務：  
愛媛県松山市道後地区における温泉浴場施設の提供  
愛媛県松山市道後地区における温泉浴場施設を有する  
宿泊施設の提供

## 3. 地域団体商標出願に向けての取り組み

### (1) 従来におけるブランド保護の取り組み

道後温泉は3,000年の歴史がある温泉地であり、聖徳太子も湯浴みに訪れたと言われております。明治14年頃には既に宿屋が70軒程あり、当時からとても賑やかな町並みで、お客様をお迎えしております。

道後温泉旅館協同組合は昭和14年に設立され、今日でも道後温泉の旅館のほとんどが加入しており、『道後温泉』というブランドを守り続けています。



道後温泉のマドンナ! 女将さんたちです



赤ちゃんに優しい温泉地づくりでの  
「赤ちゃん天国モニターツアー」

### (3) 地域団体商標出願の準備

出願にあたっては、有識者の方に相談をしながら、準備を行いました。

### (4) 地域団体商標出願に際し、苦労した事項及び注意した事項

道後温泉本館は松山市の施設であり、源泉の管理も松山市が行っていたため、特約を結んで商標は組合が取得できるようにし、特記事項として松山市が名称を使用できるよう手続きを行いました。

## (2) 地域団体商標出願の動機

以前、東京のホテルがPRの一環として「道後温泉の足湯」というサービスを提供しているとの情報入手し、排除勧告を行ったことがありました。道後温泉のお湯を東京に運んでサービスを提供したもので、最終的には話し合いによって排除することができましたが、ブランドを守ることの大切さを実感していたところ、地域団体商標制度について教えてもらい、出願をいたしました。



## 4. 地域団体商標の権利取得後のブランド管理及びブランド展開

### (1) ブランド管理及び商品・役務の品質管理（管理手法・体制等）

地域団体商標取得後に、管理規定を作成しました。他地域で「道後温泉」の名称を使用していたケースがいくつかありましたが、取得した商標権を基に排除勧告を行ったため、一定程度の効果がありました。

また、商標の使用料についても規定を設け、組合員以外の使用についてはロイヤリティを徴収することとしています。



道後温泉友好記念植樹、道後こども神輿



## (2) ブランド展開

道後温泉には、外国人観光客の方々が年間約7,000人以上訪れています。今後も多くの外国人観光客の方々に来ていただけるよう、意欲的に海外展開をしていきたいと考えています。

また、マッチングイベント等にも積極的に出展し、いろいろな業種の方々と事業提携をしていきたいと考えております。

## 5. 地域団体商標権利取得後の効果 意識変化、権利行使、売上げの変化等

更なるPR活動を実施するため他業種とのタイアップも積極的に行っています。

同じ愛媛県の地域団体商標として登録された『今治タオル』(256ページ)とは業務提携を実施しており、組合員の施設では今治タオルをお客様に提供しています。

他にも、大手医療メーカーとタイアップをして「道後温泉」の名称を使用した入浴剤の販売等を行っており、道後温泉の知名度が更に高くなったと感じています。

また、道後温泉旅館協同組合は、春・夏に開催されるお祭りを積極的に運営しており、地元商店街や行政と一緒に地域振興を図っています。



道後温泉ふなやでは、お客様に今治タオルを提供しています



「道後温泉夏まつり」のチラシ

地域団体商標を取得しているという意識を持つことで、組合員のプライドやモチベーションも向上しており、組合員にとって道後は自分たちの地域であり、屋号でもあるため、今まで以上に『道後温泉』に対し、プライドと責任を持っていきたいと考えております。

## 6. 今後地域団体商標を出願する者に対するアドバイス

ブランドを商標登録しておけば、権利が明確になり、模倣品対策等に有効であるため安心感が生まれます。

# 鹿児島県南九州市では、 3つのブランドを 『知覧茶』に統一 することを予定しています！

商 標：かごしま知覧茶  
商標登録 第5008246号  
商 標：知覧茶  
商標登録 第5023855号



## 1. 組合等（権利者）の紹介

- ・権利者名：南さつま農業協同組合
- ・住所：鹿児島県南九州市知覧町郡17,285番地
- ・URL：<http://www.nekonet.ne.jp/chirantea/index.html>

## 2. 地域団体商標及び使用する主な商品・役務の内容

- ・地域団体商標名：かごしま知覧茶／知覧茶
- ・商標登録番号：第5008246号／第5023855号
- ・指定商品又は役務：鹿児島県知覧町産の緑茶・煎茶・粉茶・ほうじ茶・玄米茶・茎茶・ティバックに詰めてなる煎茶



## 3. 地域団体商標出願に向けての取り組み

### (1) 従来におけるブランド保護の取り組み

鹿児島県知覧町内の荒茶工場で焙煎されたものを知覧茶とよんでいます。

模倣品対策として、10年ほど前より産地表示義務が厳しくなったため、地域団体商標で保護できたらと考えていました。



摘採技術を競う、茶摘採競技大会



## 5. 地域団体商標権利取得後の効果 意識変化、権利行使、売上げの変化等

地域全体に対するイメージが良くなりました。  
さらに商品・サービスのPR向上、品質の維持・  
向上につながり、さらには模倣品対策、モチペー  
ションの向上、団体の組織強化に効果がありま  
した。

また、都市部にも商標名が認識されており、  
出張販売の際に効果があったと感じます。



知覧茶を飲んでいる子どもたち「おいしいよ！」

## 6. 今後地域団体商標を出願する者に対するアドバイス



小売茶(消費者に販売するために小分けした商品)に対し、  
国の機関が権利を付与してもらえることはとてもありがたい  
です。このことにより、都市部にも商標を登録しているとい  
う証明となりました。

もともとは組合員のモチベーションの向上については、  
「お客様に商品をお届けする」という意識を向上させたかっ  
たのですが、権利取得によりさらに向上しました。

